

未成年後見と社会的養護のあり方

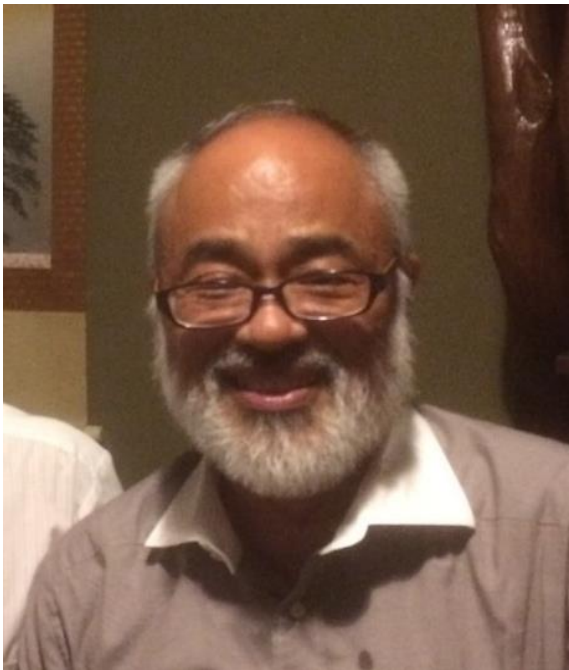
これからどう対処していけばいいのか

弁護士

竹内俊一 先生

日時：2016年6月11日（土）19時半～21時（TEL 34-4371）

会場：義方公民館2F研修室（車での来場はご遠慮ください。）



■講師プロフィール■

平成7年 岡山弁護士会に弁護士登録
平成12年 成年後見業務開始
平成15年 岡山高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会(ネット懇)参加
平成16年 岡山弁護士会高齢者・障害者支援センター委員
平成19年 浅口市・里庄町・岡山市高齢者虐待対応アドバイザー
日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会委員
平成20年 倉敷市・瀬戸内市・矢掛町・和気町高齢者虐待対応アドバイザー
NPO法人「ゆずり葉の会」(旭川荘)理事
NPO法人「こうけんひまわり」(倉敷ひまわりの会)理事
NPO法人「つくし」(玉野のぞみ園)理事
NPO法人おかやま入居支援センター理事
平成21年 全国権利擁護支援ネットワーク副代表
平成22年 岡山ネット懇4代目代表
平成24年 NPO法人岡山未成年後見支援センター「えがお」理事長
岡山弁護士会子どもの権利委員会委員
NPO法人「やまぼうし」(真庭慶光園)理事
平成25年 岡山県児童虐待対応スーパーバイザー
NPO法人市民後見センターわけ理事長
平成26年 瀬戸内市権利擁護センターほっとせとうち運営委員長
NPO法人岡山意思決定支援センタービュー理事長
平成27年 美作市権利擁護システム検討委員会委員長
平成28年 美作市権利擁護センター運営委員長
津山市権利擁護センターシステム検討委員会委員長

認知症のお年寄りや、精神障害で判断の力が衰えた大人のために、財産や生活を保護するのが成年後見制度であり、全国で14万5千人が使っている。この制度の信頼を揺るがしかねない事態が続いている。東日本の震災時に津波で両親を失った子供を親戚が引き取り、その子どもの資産を用いて親戚が家の建て替え費用にあてたニュースを耳にした。

最高裁が調べたところ、昨年6月までの13カ月間で、後見人になった親族による財産の着服が少なくとも239件、総額26億3千万円にのぼった。

後見人の約6割を親族が占めるが、弁護士や社会福祉士ら専門職が選ばれることもある。不正は専門職にも及んでいる。

福祉や法律の専門職らがチームで支援する「法人後見」は、不正防止のためにも利点大きい。まだ全体の3%にとどまるが、社会福祉協議会をはじめ、引き受ける団体は増えている。

今回は未成年後見と社会的養護のあり方について、現在この分野では日本の一人者であり、全国での講演、メディア出演、ニュースに引っ張りだこで、多忙な先生にご講演を依頼しました。

親を失った子供の将来の可能性を引き出すために、今必要なことは何なのかを共に考えたいと思います。この趣旨に義方青少年育成会と義方小PTAの賛同をいただき、企画しました。校区を超えて多数お集まりいただけたら幸いです。

◀義方地区青少年育成会・米子市立義方小学校PTA・米子市立後藤ヶ丘中学校PTA▶

出欠はとりませんので、現地集合でお願いします。